

生活福祉委員会会議録

平成 2 5 年 5 月 2 日

1 0 時 3 1 分

開 会

1 0 時 5 3 分

閉 会

網 走 市 議 会

午前10時31分 開会

○空委員長

御苦労様でございます。ただいまから生活福祉委員会を開催いたします。

本日の委員会でありますけれども、今臨時会におきまして付託されました議案1件と報告1件について審査を願います。

直ちに審査に入ります。

議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中、所管分について御説明願います。

○鳥井本社会福祉課長

平成25年度一般会計の社会福祉総務費、災害見舞金支給事業の補正予算につきまして、御説明を申し上げます。議案資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由でございますが、本年3月2日に発生した暴風雪被害により亡くなられた市民の遺族に対して、網走市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給するための経費として250万円を補正するものであります。

財源につきましては、国庫負担金が125万円、道負担金が62万5,000円、一般財源が62万5,000円となります。

以上で説明を終わります。

○空委員長

それではただちに審査に入ります。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、次に、民生費社会福祉費の中の障害者福祉費について御説明願います。

○鳥井本社会福祉課長

平成25年度一般会計の障がい者福祉費、共生型施設整備事業の補正予算につきまして御説明を申し上げます。議案資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由でございますが、障がい者の雇用確保などを目的とした施設整備と、障がい者と高齢者の住環境の拡大および地域住民との交流を図ることなどを目的とした施設整備との2件

の共生型施設整備事業に対して補助をするため、あわせて5,980万円を補正するものであります。

事業内容につきましては、ひとつは市内事業所から排出される廃棄物から生ごみを分別収集し、堆肥化、消滅化する作業を行います。また、この堆肥を利用した農業生産事業にも取り組み将来的に販売につなげるものです。これらの事業を通じて、障がい者、高齢者の交流を図るとともに、雇用の確保を目的とした施設整備の経費として2,980万円を補正するものであります。事業を実施する事業者は有限会社道環で、堆肥舎2棟の建設および堆肥の発酵を促す送風設備を整備いたします。

もうひとつにつきましては、障がい者と地域高齢者、地域町内会との交流を目指すオープンサロンの開設と、障がい者が高齢者の指導を受けながら調理販売を行う食品加工工房に、高齢者や一人暮らしを目指す障がい者を対象とした住宅を併設するための経費として3,000万円を補正するものであります。事業を実施する事業者はNPO法人海の貝で、作業所、コミュニティ室および居住スペースを整備いたします。

この2件の事業の財源につきましては、全額国庫補助金となります。

以上で説明を終わります。

○空委員長

それでは、議案第1号について御説明をいただきました。

ここで質疑を受けたいと思います。

○松浦委員

今、説明を受けましてそれぞれ2つの事業所がやるということはわかりました。それで、生ごみ堆肥化ということで道環がやるということでもありますけれども、これによって雇用というのはおよそどのくらい生まれるのか伺います。

○鳥井本社会福祉課長

堆肥化、消滅化の作業に関しては、新たに10名程度の障がい者の雇用を見込んでおります。また、製造した堆肥を利用しての農業生産に関しては、地域の高齢者などからボランティアに

よる指導受けながら行う予定となっております。

○松浦委員

それはわかりました。それでこの生ごみというのはどこから排出された生ごみを集めて、堆肥化するのか伺いたいと思います。

○鳥井本社会福祉課長

事業所なので、ホテルだとかスーパーだとかから排出されるごみとなります。

○松浦委員

わかりました。あと、障がい者の施設、海の貝のほうでありますけれども、いまいち、イメージがなかなかわからないのですけれども、こういった具体的には、そこに人が住むようになっているのか、それともそこに住むとなれば、家賃等もあるんだろうというふうに思うのですが、その辺のもうちょっとイメージがわくような御説明いただきたいと思います。

○鳥井本社会福祉課長

建物は2階建ての建物になりまして、1階に作業所、こちらでは懐かしの味ですとか食をテーマに、地域の高齢者と障がい者がともに商品を開発すると。それともう1つの1階にオープンサロン、これは地域の方とコミュニティの場を提供すると、2階に事務所と元気な高齢者およびひとり暮らしが可能な障がい者の部屋として3部屋を用意するという事になっております。

○松浦委員

理解いたしました。いずれも非常に大事な施設だというふうなということで認識しましたので、理解いたしました。

以上です。

○空委員長

他にございますか。

○古都委員

堆肥化施設なのですけれども、それはいつごろ稼働予定とかいうのは、計画として出ているのでしょうか。

○酒井福祉部長

稼働につきましては、今、これが補正になり

まして成立しまして、その後ごみの処理の許可申請が必要になってまいります。その許可が出た時点で、設計等はある程度の設計ができていますけれども、それから事業開始ということになりますので、年内には稼働をする予定となっております。

○古都委員

年内稼働ということだと、例えば市でもごみ処理施設をこれから建設していくと思うのですけれども、その生ごみ処理に関して先にその一般事業者がやるということで、かなり参考にできる部分があると思うのですけれども、そういった部分まで情報提供というか連携を取れるような形になっていきますでしょうか。

○後藤市民部長

生ごみの処理のお話でしたけれども、今、道環さんのほうが計画される内容が、どういう形で生ごみ処理を実際に行うかということは、一般廃棄物処分量の許可の申請書の中に細かくうたわれてくるものと思っております。

その内容を見まして、処分場についての許可等の関係が出てくるとはと思いますが、それが実施される場合には、その書面に基づいたやり方と、市が今後やっていこうとする分について参考にできるものについては、知識をいただきながら進めていくということになると考えています。

○空委員長

他にございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中当委員会所管分について委員皆様の全会一致をもって可決すべきものと決定をいたします。

次に、報告第2号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定にかかる専決処分の報告についての説明を願います。

○永倉保険年金課長

報告第2号、網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告につ

いて御説明いたします。資料6号をごらんいただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、特定世帯等に係る国民健康保険料の軽減特例措置の延長等を行うため、本市条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は条例第18条及び第18条の5の2の一般被保険者及び退職被保険者に係る基礎賦課額の平等割額について並びに条例第18条の6の6及び第18条の6の11の一般被保険者及び退職被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の平等割額について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者数が1人である世帯の国民健康保険の保険料について、既に講じられている当該移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減の現行措置に加え、その後3年間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずるものでございます。

2点目は国民健康保険の保険料の軽減を受けている世帯について、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行したことにより移行後5年間に限り当該移行した者を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を限定しない恒久措置とするものでございまして、条文第18条を整理するものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行するものです。ただし、改正後の国民健康保険条例第18条第1項第4号、第18条の5の2、第18条の6の6第1項第4号及び第18条の6の11の規定は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

ただいま御説明を申し上げました条例改正につきましては、施行に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日付をもって専決処分をさせていただきましたので、御報告するものでございます。

以上でございます。

○空委員長

ただいま報告第2号、網走市国民健康保険条例一部を改正する条例の制定に係る専決処分の報告についての御説明いただきました。

直ちに審査に入ります。御意見ございますか。

○松浦委員

まず最初に、後期高齢者医療制度創設に伴う国保料の軽減特例措置の延長に係る関係についてでございますが、このことによって一定数の人たちが対象者になると思うのですけれども、その対象となる数というのはどのくらいあるのか伺いたいと思います。

○永倉保険年金課長

平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されて、いま現在国民健康保険に残る方がお一人と、後期高齢者に移行した世帯という世帯は、579世帯となっております。

○松浦委員

相当数いるということがわかりました。それで、このことが実施されることによって、結果としてこれまで平等割2分の1、それが4分の1になるというふうになっておりますけれども、例えば御主人が75歳、奥さんが69歳の場合、この網走でいえばこの場合例えばどうなるのか伺いたいと思います。

○永倉保険年金課長

今現在の平等割額につきましては、一般医療分で2万7,000円と、後期支援分で6,000円という金額になっております。それで今何も軽減がない世帯でありましたら、その半分の額という形になりますので、1万3,500円と3,000円の半分の軽減になりますけれども、軽減を受けていない世帯がこういうような状況ですので、もともと所得の低い世帯等につきましては7割軽減、5割軽減、2割軽減になっている世帯もでございます。その方々も一緒にこういう場合はまた移行することによって、軽減後にまた改めてその平等割額が半分になりますので、ケースによってちょっと金額が変わったりします。

○松浦委員

例えば今回対象となる579世帯の人たちというのは、このことによって結果として負担が若干ふえるのだろうといった認識するのですけれども、その辺はそれで間違いないか伺いたいと思います。

○永倉保険年金課長

いま委員のおっしゃられたとおりでして、今現在5年目までは2分の1の平等割額が、その後3年間4分の1の軽減となることですので、その分については、委員のおっしゃるとおりだと思います。

○松浦委員

5年がさらに3年延長なるという点では、私はこのことにあえて反対するものではないのですけれども、結果として3年延びたけれども、結果として不利益を講ずる人たちが出てくるというものであれば、これはひとつ賛成できないというふうに思います。

もともとですね、この後期高齢者医療制度というのは民主党政権のときになくすという政権公約だったのですが、結果としてそうならなくて、全く真逆のその後期高齢者医療制度を継続するというのを自民党、公明党と一緒にやってしまったと、いうようなことから、こういうことをせざるを得ないということなので、ここについて非常に賛成できないというふうに思います。

もう1つ、後段の関係なのですけれども、これは保険財政共同安定化事業及び高額医療費の関係なのですけれども、これはいわゆる都道府県単位の広域化ということがなされるということがすでに法的に決まっているわけですけれども、この関係で今現在、詳しい細部にわたっての道の方から網走市に対して何らかの説明などがあるのであれば、その内容について伺いたいと思います。

○永倉保険年金課長 今、委員のおっしゃられたとおり、北海道の広域化方針の中に平成27年度からこの保険財政の部分で医療費を一円単位の部分につきまして、北海道市町村をプール

するという中身になっている内容になってございますけれども、各自治体保険者に対して、そのようなことが、されているかといった部分につきましては、これからの問題でして、今後、道と市町村と協議の中で説明されていくというふうにおもっております。

○松浦委員

まあ、そういう現状なのだなというふうに思いますが、ただ、いずれにしても今回のこのことが実施されるというふうになりますと、いま現在市町村によって、一般会計から繰り入れによって、国保料の金額を抑えているといえますかね、負担を加入者に対して、できるだけ安くするということで負担をして、下げるために一般会計から繰り入れしていますけれども、こういったことに対しても今後、広域化がどんどん進められていくというふうに本格的になれば、これ自体も今度できなくなってくるというようなこともありますし、その結果、国保料があがる自治体も当然出てくるということでもあります。

当市であればどうなるかまだわかりませんが、比較的当市は高いほうなので、その辺も微妙なところだとは思いますが、いずれにしてもそういったことがなると滞納世帯も結果としてふえる可能性も出てくるというふうになり、滞納に対する制裁というのも強められるということも今懸念されているわけですし、そういった意味では、今回のこの専決処分ではありませんけれども、私どもとしてはこの国保条例の一部改正の条例制定については賛成できないということでもあります。

以上です。

○空委員長

他の委員の皆さんは。

(「なし」の声あり)

○空委員長

他に意見がないという部分についてはですね、今回の専決処分の報告を了承すべきものという判断をしているというふうな解釈をしてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○空委員長

わかりました。

それでは報告第2号、網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告については、大方の委員の賛成をもって報告承認すべきものと決定をいたします。

次に、その他でありますけれども、理事者の皆さんで何かございますか。

（「ありません」の声あり）

○空委員長

委員の皆さん何かございますか。

（「なし」の声あり）

○空委員長

以上をもちまして生活福祉委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前10時53分 閉会